

この機器等は、特定複合観光施設区域整備法 第74条第7項の規定により、	
使用の継続を禁止	
する旨の命令を受けています。	
命令発令日	年 月 日
カジノ管理委員会	
何人もこの標章を破損し又は汚損してはならず、 また必要な措置がとられたことについてカジノ 管理委員会の確認を受ける前に取り除くと同法 第242条第6号の規定により処罰されることが あります。	
30	297
30	30
30	420

備考

- 1 「使用の継続を禁止」及び「カ
ジノ管理委員会」の文字の書体は、
ゴシック体とする。
- 2 色彩は、「使用の継続を禁止」の
文字及び枠を赤色、その他の文字
を黒色とする。
- 3 図示の長さの単位は、ミリメー
トルとする。
- 4 使用の継続を禁止する機器等の
大きさにより、適宜縮小すること
ができる。